

「**第二種**特定鳥獣管理計画 **(変更)** (イノシシ)」(新旧対照表案)

項目	新	旧
<p>1 (p. 1)</p>	<p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1)背景</p> <p>本県では、県北東部の山間地域を中心にイノシシによる農林作物への深刻な被害が発生したため、平成 16 年度から平成 18 年度を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画を策定し、その後、平成 19 年 8 月 1 日に改訂された同計画に基づきイノシシの捕獲及び農地を中心とした被害防除対策が実施されてきたが、依然として被害を減少させるには至っていない。また、イノシシの生息する地域（分布域）は拡大してきており、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>このため、平成 24 年 3 月に特定鳥獣保護管理計画を策定した。平成 26 年 5 月に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律が一部改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律となった。この改正により、同計画名は第二種特定鳥獣管理計画[*](以下「特定計画」という。)へ変更となった。</p> <p>今後、イノシシによる農林業被害を軽減し、人とイノシシとの適切な関係を構築していくためには、その分布状況及び農林業被害の状況等を的確に把握するとともに、野生鳥獣の専門家及び地域社会の幅広い協力のもと、引き続き特定計画に基づくイノシシの個体数の調整、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に行い、イノシシを適正に管理していく必要がある。</p>	<p>1 計画策定の背景及び目的</p> <p>(1)背景</p> <p>本県では、県北東部の山間地域を中心にイノシシによる農林作物への深刻な被害が発生したため、平成 16 年度から平成 18 年度を計画期間とした特定鳥獣保護管理計画[*](以下「特定計画」という。)を策定し、その後、平成 19 年 8 月 1 日に改訂された特定計画に基づきイノシシの捕獲及び農地を中心とした被害防除対策が実施されてきたが、依然として被害を減少させるには至っていない。また、イノシシの生息する地域（分布域）は拡大してきており、被害が拡大するおそれがある。</p> <p>今後、イノシシによる農林業被害を軽減し、人とイノシシとの適切な関係を構築していくためには、その分布状況及び農林業被害の状況等を的確に把握するとともに、野生鳥獣の専門家及び地域社会の幅広い協力のもと、引き続き特定計画に基づくイノシシの個体数の調整、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に行い、イノシシを適正に保護管理していく必要がある。</p>

項目	新	旧
	<p>※ 特定計画とは、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その地域個体群の安定的な維持を図りつつ、生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があるものを対象とする。</p> <p>その内容として計画期間、計画区域、保護管理の目標、個体数の調整に関する事項、生息地の保護及び整備に関する事項等を定めるものである。</p> <p>(2) 目的</p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築する。</p>	<p>※ 特定計画とは、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により顕著な農林水産業被害等のあつれきが深刻化している鳥獣、個体数の著しい増加又は分布域の拡大により自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣及び生息環境の悪化や分断等により地域個体群として絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、長期的な観点からその地域個体群の安定的な維持及び保護を図る必要があるものを対象とする。その内容として計画期間、計画区域、保護管理の目標、個体数の調整に関する事項、生息地の保護及び整備に関する事項等を定めるものである。</p> <p>(2) 目的</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、現時点の知見をもとに従前の特定計画を見直し、新たな特定計画を策定し、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図ることにより、人とイノシシの適切な関係を構築する。</p>
2 (p. 1)	2 管理すべき鳥獣の種類 (略)	2 保護 管理すべき鳥獣の種類 (略)
3 (p. 2)	3 計画の期間 本計画の期間は、上位計画である第11次鳥獣保護 管理 事業計画と同じ平成24年4月1日から平成29年3月31日までとするが、計画の期間内であっても特定鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に	3 計画の期間 本計画の期間は、上位計画である第11次 特定 鳥獣保護事業計画と同じ平成24年4月1日から平成29年3月31日までとするが、計画の期間内であっても特定鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に

項目	新	旧
	<p>応じて計画の改訂等を検討するものとする。</p> <p><u>(なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)の施行の日(平成27年5月29日)において変更し、第二種特定鳥獣管理計画とする。)</u></p>	<p>応じて計画の改訂等を検討するものとする。</p>
4 (p. 2)	4 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 (略)	4 特定鳥獣の保護管理が行われるべき区域 (略)
5 (p. 3) (p. 20)	<p>5 特定鳥獣の管理の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)管理の目標 (略)</p> <p>そこで、管理の目標は、適切な被害防除対策を実施するとともに、狩猟を活かしつつ効果的な個体数調整を行うことにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することとする。</p> <p>なお、管理目標の効果的な達成に向け、イノシシの分布、自然環境、農林業被害及び土地利用等の状況を踏まえて対象区域を2つのゾーンに分け、各ゾーンに応じて適切な施策を実施するものとする。</p>	<p>5 特定鳥獣の保護管理の目標</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)保護管理の目標 (略)</p> <p>そこで、保護管理の目標は、適切な被害防除対策を実施するとともに、狩猟を活かしつつ効果的な個体数調整を行うことにより、農林業被害等の未然防止又は減少を図るとともに、イノシシの地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図り、人とイノシシとの適切な関係を構築することとする。</p> <p>なお、保護管理目標の効果的な達成に向け、イノシシの分布、自然環境、農林業被害及び土地利用等の状況を踏まえて対象区域を2つのゾーンに分け、各ゾーンに応じて適切な施策を実施するものとする。</p>

項目	新	旧
(p. 21)	<p>(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方</p> <p>① (略)</p> <p>図 15 管理の基本的な考え方</p> <p>図 15 「特定計画の策定」の図中、「・管理の目標」</p> <p>②ゾーン管理</p> <p>管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることなどから、個々の群れに優劣をつけることは困難である。このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図る管理ゾーン及び分布域の拡大防止に重点を置く防衛ゾーンの 2 つに区分し、施策を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>表 9 ゾーン管理の表中の項目、「分布状況からみた管理」「被害状況からみた管理」</p>	<p>(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方</p> <p>① (略)</p> <p>図 15 保護管理の基本的な考え方</p> <p>図 15 「特定計画の策定」の図中、「・保護管理の目標」</p> <p>②ゾーン管理</p> <p>保護管理は、地域個体群ごとの保全の重要性と現在の被害状況、被害軽減の可能性に基づいて実施することが望ましいが、県内の個体群はほぼ連続して一つの地域個体群を形成していることなどから、個々の群れに優劣をつけることは困難である。このため対象区域を地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図りつつ、農林業被害等の未然防止又は減少を図る管理ゾーン及び分布域の拡大防止に重点を置く防衛ゾーンの 2 つに区分し、施策を推進する。</p> <p>(略)</p> <p>表 9 ゾーン管理の表中の項目、「分布状況からみた保護管理」「被害状況からみた保護管理」</p>
(p. 23)	<p>③ 地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>(略)</p>	<p>③ 地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>(略)</p>

項目	新	旧
	<p>このため、市町村は、地域ごとの管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。</p>	<p>このため、市町村は、地域ごとの保護管理の具体的な目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで共有又は周知することなどにより、地域の共通意識を醸成しつつ、施策を実施することとする。</p>
<p>6 (p. 23)</p> <p>6 特定鳥獣の数の調整に関する事項</p> <p>(1) 捕獲圧の調整</p> <p>① 狩猟期間の延長</p> <p>(p. 24)</p>	<p>狩猟による捕獲圧を高めるため、狩猟期間を11月15日から3月15日までとする。</p> <p>なお、狩猟事故防止のため、狩猟者や関係地域の住民等への周知啓発を行うものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 捕獲計画 (略)</p> <p>※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関</p>	<p>6 特定鳥獣の数の調整に関する事項</p> <p>(1) 捕獲圧の調整</p> <p>① 狩猟期間の延長</p> <p>狩猟による捕獲圧を高めるため、必要に応じ、狩猟期間を現行の11月15日から2月15日までを11月15日から3月15日までと1ヶ月間延長することを検討する。</p> <p>なお、狩猟期間の延長にあたっては、狩猟事故防止のため、狩猟者や関係地域の住民等への周知啓発を行うものとする。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 捕獲計画 (略)</p> <p>※1 愛知県特定鳥獣保護管理連絡協議会 関係行政機関等の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、県関</p>

項目	新	旧
	<p>係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）及び市町村等からなり、特定計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。</p> <p>※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>係機関（鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等）及び市町村等からなり、特定鳥獣保護管理計画及び同実施計画の作成と実施計画の実行等について、協議・調整等を行う組織。</p> <p>※2 愛知県特定鳥獣保護管理検討会</p> <p>科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら保護管理を推進するため、学識経験者、関係行政機関、農林業団体、狩猟者団体、自然保護団体及び地域の代表者等からなり、特定鳥獣保護管理計画及び同実施計画の作成、実施方法等の検討及び実施した施策の評価等を行う組織。</p> <p>(4) (略)</p>
8 (p. 26)	<p>8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項</p> <p>(1)被害防除対策</p> <p>(略)</p> <p>このため市町村は、地域ごとの具体的な管理の目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで周知するとともに、農地の管理、被害防除対策等の指導助言など被害の軽減のため、以下の被害防除対策を地域の状況に応じ推進し、農地におけるイノシシの出没情報等の収集やその活用体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>8 その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項</p> <p>(1)被害防除対策</p> <p>(略)</p> <p>このため市町村は、地域ごとの具体的な保護管理の目標の達成に向けた共通意識を可能な限り集落レベルまで周知するとともに、農地の管理、被害防除対策等の指導助言など被害の軽減のため、以下の被害防除対策を地域の状況に応じ推進し、農地におけるイノシシの出没情報等の収集やその活用体制の確立に努めるものとする。</p>

項目	新	旧
(p. 27)	<p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)計画の実施体制</p> <p>①地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>市町村は、実施計画の作成により地域ごとの管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知するなどにより、地域の共通認識を醸成する。</p>	<p>①～③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3)計画の実施体制</p> <p>①地域に根ざした取り組みの充実</p> <p>市町村は、実施計画の作成により地域ごとの保護管理の目標を具体化・明確化し、可能な限り保護管理の目標達成に向けた共通認識を集落レベルまで共有又は周知するなどにより、地域の共通認識を醸成する。</p>
	<p>(p. 28)</p> <p>③管理の科学的・計画的な実施体制</p> <p>県は、連絡協議会・検討会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、地域の大学・研究機関及びイノシシの研究者と連携し、管理の科学的・計画的な実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>④～⑤ (略)</p>	<p>③保護管理の科学的・計画的な実施体制</p> <p>県は、連絡協議会・検討会の設置等により調査研究、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、地域の大学・研究機関及びイノシシの研究者と連携し、保護管理の科学的・計画的な実施に努める。</p> <p>(略)</p> <p>④～⑤ (略)</p>

項目	新	旧
(p. 29)	<p>⑥人材育成・確保体制</p> <p>県及び市町村は、鳥獣の管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4)その他</p> <p>①情報の収集・普及啓発等</p> <p>県及び市町村は、関係者の協力のもと、イノシシの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く県民に提供することにより、イノシシの管理について県民への普及啓発に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>③移入種としての対応</p> <p>(略)</p> <p>このため、旧渥美町については人により持ち込まれた移入種として、鳥獣保護管理事業計画において対応しているため、特定計画においては対象としない。</p>	<p>⑥人材育成・確保体制</p> <p>県及び市町村は、鳥獣の保護管理に精通した人材を育成・確保し、施策の一貫性が保てるような体制を整備するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(4)その他</p> <p>①情報の収集・普及啓発等</p> <p>県及び市町村は、関係者の協力のもと、イノシシの生態及び行動、生息状況、生息環境、捕獲状況、被害状況、被害対策事例、被害防除技術等についての情報を把握、収集し、広く県民に提供することにより、イノシシの保護管理について県民への普及啓発に努める。</p> <p>② (略)</p> <p>③移入種としての対応</p> <p>(略)</p> <p>このため、旧渥美町については人により持ち込まれた移入種として、鳥獣保護事業計画において対応しているため、特定計画においては対象としない。</p>
参考 1 (p. 30)	参考 1 計画の実施体制概念図中、「特定計画 (イノシシ)」	参考 1 計画の実施体制概念図中、「特定鳥獣保護管理計画 (イノシシ)」

